

第32号議案関係資料

「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）が平成29年5月12日に公布され、建築基準法の一部が改正された。新たな用途地域として「田園住居地域」が創設され（建築基準法第48条第8項）、それにあわせ品川区手数料条例の所要の規定整備を行う必要があるため。

2. 改正内容

本条例で定める用途地域における建築等許可手数料の規定は、建築基準法の条項を引用し規定していることから、建築基準法の項ずれに係る規定整備を行う。（別紙1）

なお、区では現段階において田園住居地域の指定を行う予定はないため、田園住居地域の許可申請手数料に係る規定を追加する改正は行わない。

また、条例上使用されている「建ぺい率」という文言について、平成22年に「蔽（ぺい）」が常用漢字に追加され、今回の建築基準法の一部改正で「建蔽率」に改められたため、本改正で合わせて行う。

3. 施行期日

平成30年4月1日

参考

田園住居地域とは

- 都市の構成要素としての農地を都市計画に本格的に位置づけたもの
- 農業の利用増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な居住環境を保護するために定める地域
- 23区においては、生産緑地がある区において指定検討の予定

新旧対照表

○品川区手数料条例

| 新 | | | | 旧 | | | |
|---|--------------------|----------|----------|---|--------------------|----------|----------|
| 品川区手数料条例 別表（第2条関係） （1）総務部関係（省略） （2）地域振興部関係（省略） （3）福祉部関係（省略） （4）健康推進部関係（省略） （5）都市環境部関係 | | | | 品川区手数料条例 別表（第2条関係） （1）総務部関係（省略） （2）地域振興部関係（省略） （3）福祉部関係（省略） （4）健康推進部関係（省略） （5）都市環境部関係 | | | |
| 事務 | 名称 | 金額 | 徴収時期 | 事務 | 名称 | 金額 | 徴収時期 |
| (1から19まで省略) | | | | (1から19まで省略) | | | |
| 20 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>または第13項ただし書</u> （同法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域における建築等許可申請手数料 | 180,000円 | 許可申請のとき。 | 20 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、 <u>第8項ただし書</u> 、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>または第12項ただし書</u> （同法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域における建築等許可申請手数料 | 180,000円 | 許可申請のとき。 |
| (21および22省略) | | | | (21および22省略) | | | |

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--|---|----------|----------|---|--|----------|----------|
| 22の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査 | 建築物の <u>建蔽率</u> の特例許可申請手数料 | 36,000円 | 許可申請のとき。 | 22の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査 | 建築物の <u>建ぺい率</u> の特例許可申請手数料 | 36,000円 | 許可申請のとき。 |
| 23 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 36,000円 | 許可申請のとき。 | 23 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 36,000円 | 許可申請のとき。 |
| (24から28まで省略) | | | | (24から28まで省略) | | | |
| 29 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積または壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 | 高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積または壁面の位置の特例許可申請手数料 | 160,000円 | 許可申請のとき。 | 29 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積または壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 | 高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積または壁面の位置の特例許可申請手数料 | 160,000円 | 許可申請のとき。 |
| (30および31省略) | | | | (30および31省略) | | | |
| 31の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 160,000円 | 許可申請のとき。 | 31の2 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 160,000円 | 許可申請のとき。 |
| 31の3 (省略) | | | | 31の3 (省略) | | | |
| 32 建築基準法第68条の | 再開発等促進 | 28,000円 | 認定申請 | 32 建築基準法第68条の | 再開発等促進 | 28,000円 | 認定申請 |

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--|--|---------|----------|---|---|---------|----------|
| 3 第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の 建蔽率 または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 区等内の建築物の容積率、建築物の 建蔽率 または建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | | のとき。 | 3 第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の 建ぺい率 または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 区等内の建築物の容積率、建築物の 建ぺい率 または建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | | のとき。 |
| (33から36まで省略) | | | | (33から36まで省略) | | | |
| 37 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の 建蔽率 の特例の認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域内の建築物の 建蔽率 の特例認定申請手数料 | 28,000円 | 認定申請のとき。 | 37 建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく建築物の 建ぺい率 の特例の認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域内の建築物の 建ぺい率 の特例認定申請手数料 | 28,000円 | 認定申請のとき。 |
| (38から43まで省略) | | | | (38から43まで省略) | | | |
| 44 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 建蔽率 、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 建蔽率 、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 28,000円 | 認定申請のとき。 | 44 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 建ぺい率 、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 建ぺい率 、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 28,000円 | 認定申請のとき。 |
| (44の2から62まで省略) | | | | (44の2から62まで省略) | | | |
| (6) 防災まちづくり部関係 (省略) | | | | (6) 防災まちづくり部関係 (省略) | | | |
| (7) その他 (証明に関する事務) (省略) | | | | (7) その他 (証明に関する事務) (省略) | | | |
| 備考 (省略) | | | | 備考 (省略) | | | |
| 付 則 | | | | | | | |

| 新 | 旧 |
|-------------------------------|---|
| <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u> | |